

20消安第5153号  
平成20年8月7日

北海道農政部長  
各地方農政局消費・安全部長  
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

} 殿

〔農林水産省〕消費・安全局植物防疫課長

無人ヘリコプターによる空中散布等の実施時における安全対策の徹底  
について

無人ヘリコプターによる空中散布等に当たっては、従前より、「無人ヘリコプター利用技術指導指針」(平成3年4月22日付け3農蚕第1974号農蚕園芸局長通知。以下「指導指針」という。)等により、適正かつ安全な実施の指導をお願いしているところであるが、この度、無人ヘリコプターによる空中散布等の安全対策を強化することを目的として、平成20年7月15日付けで指導指針の一部を改正したところである。

しかし、先般、農薬散布作業中の無人ヘリコプターの事故が相次いで報道されたところである。幸い、人的な危被害は無かったものの、一つ間違えば大きな危被害が生じる恐れがあったことを鑑みると、誠に遺憾である。

これらの事故原因については、今後の事実確認と調査により明らかになると考えるが、農薬散布作業の最盛期を迎え、事故再発防止を図る観点から、無人ヘリコプターによる空中散布等の実施にあたっては、指導指針の趣旨及び内容に基づき安全対策が確実に実施されるよう、【貴局管下の都府県に対し】改めて指導されたい。

また、有人ヘリコプターによる防除においても、「農林水産航空事業の実施について」(平成13年10月25日付け13生産第4543号農林水産事務次官依命通知)、「農林水産航空事業実施ガイドライン」(平成16年4月20日付け16消安第484号消費・安全局長通知)等により、十分な安全対策が講じられるよう併せて指導されたい。

(施行注意)

- 1.〔 〕内は北海道あて及び内閣府沖縄総合事務局あてに付する。
- 2.【 】内は、各地方農政局あて及び内閣府沖縄総合事務局あてに付する。
- 3.~~~~~ は、関東農政局あてには都県とし、近畿農政局あてには府県とし、その他農政局あてには県とする。

20消安第5153号

平成20年8月7日

社団法人 農林水産航空協会会長 殿

農林水産省消費・安全局植物防疫課長

無人ヘリコプターによる空中散布等の実施時における安全対策の徹底  
について

無人ヘリコプターによる空中散布等に当たっては、従前より「無人ヘリコプター利用技術指導指針」(平成3年4月22日付け3農蚕第1974号農蚕園芸局長通知。以下「指導指針」という。)等により、適正かつ安全な実施の指導をお願いしているところですが、この度、無人ヘリコプターによる空中散布等の安全対策を強化することを目的として、平成20年7月15日付けで指導指針の一部を改正したところです。

しかし、先般、農薬散布作業中の無人ヘリコプターの事故が相次いで報道されたところです。幸い、人的な危被害は無かったものの、一つ間違えば大きな危被害が生じる恐れがあったことを鑑みると、誠に遺憾であると言わざるを得ません。

つきましては、農薬散布作業の最盛期を迎え、事故再発防止を図る観点から、無人ヘリコプターによる空中散布等の実施にあたっては、安全対策が確実に実施されるよう、貴協会傘下の関係者等に対し、改めて指導指針の趣旨及び内容について周知をお願いします。

また、有人ヘリコプターによる防除においても、「農林水産航空事業の実施について」(平成13年10月25日付け13生産第4543号農林水産事務次官依命通知)、「農林水産航空事業実施ガイドライン」(平成16年4月20日付け16消安第484号消費・安全局長通知)等により、十分な安全対策が講じられるよう周知をお願いします。

20消安第6018号  
平成21年1月20日

北海道農政部長  
各地方農政局消費・安全部長  
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

} 殿

〔農林水産省〕消費・安全局植物防疫課長

無人ヘリコプターによる空中散布等の実施時における安全対策の徹底  
について

無人ヘリコプターによる空中散布等については、安全対策の強化を目的として平成20年7月15日付けで「無人ヘリコプター利用技術指導指針」(平成3年4月22日付け3農蚕第1974号農蚕園芸局長通知。以下「指導指針」という。)の一部を改正したほか、「無人ヘリコプターによる空中散布等の実施時における安全対策の徹底について」(平成20年8月7日付け20消安第5153号植物防疫課長通知)をもって、安全対策が確実に実施されるよう指導をお願いしたところである。

このような中、平成20年8月23日に、山形県において、農薬散布作業中の無人ヘリコプターが行方不明になる事故が発生した。事故原因について調査したところ、別紙のとおり、指導指針に定められた散布飛行方法や安全対策が遵守されていなかった可能性が高く、特に、強風下で空中散布を実施したことが事故発生のもとなっていたと考えられる。7月15日付けで改正した指導指針に基づいて空中散布を実施すれば、事故を未然に防ぐことができたにもかかわらず、指導指針が遵守されずにこのような事故が発生したことは誠に残念である。

なお、再発防止を一層強化するため、無人ヘリコプターによる空中散布等の実施に当たっては、下記に掲げる事項に特に留意した上で、指導指針に基づき安全対策が徹底されるよう、【貴局管下の都府県に対し】改めて指導をお願いする。

## 記

- 1 実施区域周辺を含む地理的状況、障害物、住宅地の混在等の作業環境を十分に勘案して実施計画を立てること。その際、作業の遅延があると無理な散

布を行い、結果的に事故の要因となる可能性があることから、気象条件等を考慮して余裕をもった実施計画づくりに努めること。

- 2 空中散布等の実施に際しては、風速計を用いて風速を測定するなどにより、地上 1 . 5 mにおける風速が 3 m/s を超える場合には空中散布等を実施しないことを徹底すること。
- 3 操縦に不具合が生じた場合等の対処が速やかに行えるよう、使用する無人ヘリコプターの機能、取扱上の注意事項、安全装置の使用方法、使用時の危険回避方法等について十分に理解すること。

( 施行注意 )

- 1 . [       ] 内は北海道あて及び内閣府沖縄総合事務局あてに付する。
- 2 . 【       】内は、各地方農政局あて及び内閣府沖縄総合事務局あてに付する。
- 3 . ~~~~~ は、関東農政局あてには都県とし、近畿農政局あてには府県とし、その他農政局あてには県とする。

## 山形県における無人ヘリコプターの行方不明事故について

1 事故の概況

発生日時：平成20年8月23日（土）午前5時～6時頃

発生場所：山形県

作業内容：無人ヘリコプター（AYH-3型）による水田での農薬散布

実施主体：無人ヘリコプター防除組合（オペレーター：当該組合の組合員）

事故内容：水田での農薬散布作業中、散布の終わったほ場から次に散布するほ場に移動する際、飛行中の機体が制御不能となり、日本海方面へ飛行の後、行方不明となった。

2 事故発生の経過と原因

- (1) 散布の実施前、オペレーターは、風速計を用いずに風速を体感で「5～5.5 m/s程度の風」であったと判断し、散布を開始した。しかし、現場から最も近い地点（現場から約3km）のアメダスデータでは平均10m/sが記録されていることから、実測すれば、体感よりも高かったものと推定される。
- (2) 散布の終わったほ場から次に散布するほ場に移動する際、オペレーターは操縦を続けながらも、飛行中の機体から目を離して5～6秒歩き、この間に機体は風に流され、再び機体に目を戻した時には既に風下側の堤防の上空を飛行していた。その後、オペレーターは機体を引き戻す操作を試みるが、機体が予想外の位置にあったことで気持ちも動転し、緊急措置等の的確な操作ができなかった。
- (3) オペレーターは機体を追跡しながら操作を試みたが見失い、その後プロポ（コントローラー）の電源をOFFにした。この時点で機体は日本海上に到達していたと推定され、電波が途絶えたことで海に水没したものと考えられる。

20消安第6018号  
平成21年1月20日

社団法人 農林水産航空協会会長 殿

農林水産省消費・安全局植物防疫課長

無人ヘリコプターによる空中散布等の実施時における安全対策の徹底  
について

このことについて、別添のとおり北海道、地方農政局等に通知しましたので、御了知の上、貴協会会員に対し、安全対策の更なる徹底について周知をお願いします。

また、「無人ヘリコプター利用技術指導指針」(平成3年4月22日付け3農蚕第1974号農蚕園芸局長通知)の第9に基づき、操作要員等の空中散布等に関する技術の向上や安全な利用の推進に努め、安全対策が徹底されるよう、更なる御協力をお願いします。

( 施行注意 )

別添として北海道、各地方農政局あて文書(平成21年1月20日付け20消安第6018号)の写し及び指導指針を添付する。